

企業等の包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条 （用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 繙続契約	普通約款（＊1）または海外旅行傷害保険普通保険約款に基づく被保険者毎の保険契約の保険期間の終了日（＊2）と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。
② 責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

（＊1） 海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2） その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

第2条 （継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い）

（1） 当会社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の①の規定にかかわらず、疾病治療費用補償特約および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。

（2） （1）において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病を発病した時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

（3） （1）または（2）の規定にかかわらず、当会社は、（1）の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料（＊1）を領収した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

（＊1） 第4条（暫定保険料）の暫定保険料および第7条（確定保険料）の確定保険料をいいます。

第3条 （継続契約における治療・救援費用保険金の支払に関する取扱い）

（1） 当会社は、治療・救援費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の②の規定にかかわらず、治療・救援費用補償特約および普通約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を支払います。ただし、同特約第2条（1）の表の②のウ、に掲げる疾病については、本条の規定を適用しません。

（2） （1）において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額と、疾病を発病した時の保険契約の支払条件により算出された治療・救援費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

（3） （1）または（2）の規定にかかわらず、当会社は、（1）の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料（＊1）を領収した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

（＊1） 第4条（暫定保険料）の暫定保険料および第7条（確定保険料）の確定保険料をいいます。

第4条 （暫定保険料）

（1） 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料（＊1）を当会社に支払わなければなりません。

（2） 普通約款第5条（保険責任の始期および終期）（5）の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

（＊1） 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

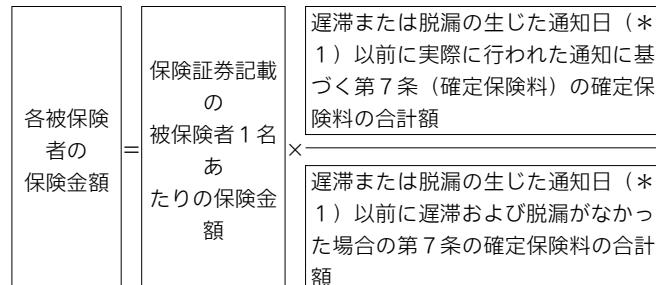
第5条 （帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条 （通知）

（1） 保険契約者は、通知日（＊1）までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

（2） （1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなします。



（3） （1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

（4） （2）の規定は、当会社が、（2）の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日（＊1）から5年を経過した場合には適用しません。

（＊1） 保険証券記載の通知日をいいます。

第7条 （確定保険料）

（1） 保険契約者は、確定保険料（＊1）を払込期日（＊2）までに払い込まなければなりません。

（2） 保険契約者が（1）の確定保険料（＊1）の払込期日（＊2）後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3） （2）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料（＊1）を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4） 第4条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日（＊2）に払い込まれるべき確定保険料（＊1）との間で、その差額を精算します。

（＊1） 第6条（通知）（1）の通知に基づく確定保険料（＊3）をいいます。

（＊2） 保険証券記載の払込期日をいいます。

（＊3） 被保険者毎の保険契約の保険期間内で分割された保険料を含みます。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか
ぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。